

ご家族様・面会を希望される方へ

～緊急事態宣言解除後の面会中止の継続に関するお知らせ～

現在、新型コロナウイルスの感染防止の為、ご面会・病棟への立ち入り等を全面的に中止とさせて頂いております。5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、同日に厚生労働省より『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)』において以下の発表がありました。

◆『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)』より一部抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(4) 医療等

⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。

(中略)

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>)

この方針に従い、当院では面会中止の措置を当面の間継続とさせていただきます。

(解除については国より方針の変更があり次第検討し、その際改めてご連絡させていただきます)

また、感染防止の為、以下につきましても、引き続きご自粛下さいますよう、ご協力を宜しくお願い致します。

① 1Fロビーにおける患者様のリハビリ訓練のご見学 及び 長時間のご滞在

② 入退院手続きや荷物の交換等の、特別なご用事がない方のご来院

制限が長期となり、皆様には大変ご迷惑をお掛け致しております。当院と致しましてもご面会ができない事で

患者様の心身状態が悪化しないよう、出来得る限りの対策を立てさせて頂いておりますが、最終的には患者

様の安全を第一に考えた上でのやむを得ない措置である事を何卒ご理解の上、引き続きご協力頂きますようお

願い致します。

小平中央リハビリテーション病院 院長

院内感染防止対策委員会